

入 札 説 明 書

平成30年度沖縄島北部地域における
外来哺乳類調査等業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省
九州地方環境事務所
那覇自然環境事務所

は じ め に

本業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び入札心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 東岡 礼治

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度沖縄島北部地域における外来哺乳類調査等業務
- (2) 特質等 別添仕様書による
- (3) 履行期限 契約の日から平成31年3月22日まで
- (4) 納入場所 別添仕様書による
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査研究」において、開札時まで「B、C又はD」級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 沖縄県内に本社、支店、事務所又は営業所が存在すること。

4. 契約条項を示す場所等

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階
環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所 総務課 調整係

5. 入札参加書等の提出期限及び提出場所

入札への参加を希望する者は、下記のとおり4の場所にFAX又は郵送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）で提出すること。

(1) 入札心得様式4による書類

平成30年6月11日（月）17時15分まで

(2) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を証明する書類

平成30年6月13日（水）10時00分まで

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年6月13日（水）10時00分

場所 那覇自然環境事務所 会議室

（沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階）

(2) 入札書の提出方法

ア. 入札書は、(1)の日時までに電子調達システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成30年6月12日（火）17時までに、入札心得に定める様式2による書面を提出すること。

イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1)の日時及び場所に、入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

8. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア. 提出期限 平成30年6月12日（火）12時まで

(持参の場合は、12時から13時を除く)

イ. 提出場所 4の場所

ウ. 提出方法 持参又はF A Xによって提出すること。

なお、会社名・担当者名・電話番号・F A X番号は必ず記載しておくこと。

(2) (1)の質問に対する回答は、平成30年6月12日(火)17時までにF A Xにより行う。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記すること。

10. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果を開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

(2) 全省庁共通電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4の場所に連絡すること。

(3) 提出様式について

那覇自然環境事務所Webサイトの「調達情報」>「入札契約情報」>「入札心得」を一読した上、必要に応じて様式1から4までを作成すること。

(4) 分任支出官負担行為担当官が、相当の理由により、入札の妨害と認めた場合は、該当する参加者に対し、指名停止等の措置を講ずる場合がある。

(5) 全てのF A X送信については、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる日を除くこと。

平成 30 年度沖縄島北部地域における外来哺乳類調査等業務 仕様書

1. 業務の目的

沖縄島北部のやんばる地域には、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、オキナワトゲネズミ等の希少種をはじめとする多くの野生生物が生息しており、固有の生態系を形成している。一方、フィリマンゲースやクマネズミなどの外来生物による在来種の捕食や生息空間の競合の問題等が生じている。さらに、ネコ等の外来哺乳類による在来種の捕食も複数報告されており、外来哺乳類の生息状況の把握および捕獲、飼養動物の適正管理の推進が急務となっている。

本業務は、沖縄島北部のやんばる地域において、地域住民等から確度の高い外来哺乳類生息情報を収集しつつ、生息状況の把握等の各種調査結果に基づいて捕獲を実施するとともに、外来哺乳類が及ぼす深刻な影響や飼養動物の適正飼養等について地域住民等に対し広報・啓発を図るものである。

2. 業務の履行期限

契約の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3. 業務の実施場所

主として、沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村、東村

その他、具体的な作業区域等については、環境省那覇自然環境事務所（以下、「当所」という。）及びやんばる自然保護官事務所（以下、「事務所」という。）の担当官の指示に従うものとする。

4. 業務の内容

(1) 業務実施計画書等の作成

請負者は、1. の目的を達成するため事務所担当官と協議の上、業務実施計画書及び安全管理計画書を作成し、業務を実施するものとする。

(2) 外来哺乳類生息情報収集

外来哺乳類の生息状況・目撃情報について、確度の高い情報を迅速に地域住民や専門家等から収集するための協力体制を構築し、ヒアリング等により捕獲につながる効果的な情報収集を行う。具体的には、国頭村、大宜味村、東村（北部 3 村）の区長会にそれぞれ 1 回以上出席し、外来哺乳類の目撃情報を収集する。また、地域住民（区長を除く）や専門家 10 名程度にヒアリングを行う。さらに、頻繁に山で作業をしている林業者等を対象に 1 ヶ月に 2 回程度（計 20 回程度）外来哺乳類の目撃情報をヒアリングする。マンゲース防除事業に伴う外来哺乳類の目撃情報については随時、事務所より提供する。

外来哺乳類の情報が得られた場合は、発見日時、発見場所、毛色、体の大きさ、首輪の有無等の特徴を聞き取る。

さらに、情報提供を呼びかけるチラシ（A4、普通紙、両面カラー）を 100 部程度作成・印刷し、北部 3 村の公民館や共同店に掲示するとともに、ヒアリングなどに活用する。また、その際に、外来哺乳類が及ぼす深刻な影響や飼養動物の適正飼養等についても広報・啓発を図る。

(3) 生息状況調査

① 現地調査

(2) で目撃情報のあった地点を中心に林道等を車両にて走行して目視や鳴き声等を確認したり、徒歩により糞を探索する等、生息状況調査を行う。調査中に外来哺乳類の糞を発見した場合は事務所に届ける。調査ルートは外来哺乳類の情報に応じて設定することとするが、1 回

の調査距離は 35km 程度とし、以下に記載する調査等と合わせ、合計調査日数は 90 人日以上とする。調査は平成 31 年 2 月まで毎月実施し、調査日数はなるべく月ごとに偏らないように実施する。調査体制については、基本的には 1 名及び車両 1 台とする。なお、調査日数及び調査体制については、外来哺乳類目撃情報や捕獲作業の進捗等に応じて事務所担当官の了解を得て変更することを可とする。

調査中に特定外来生物に指定されている植物（ツルヒヨドリやボタンウキクサ等）や国内希少種を含む在来種（特にヤンバルクイナ、ノグチゲラ、オキナワイシカワガエル、ホルストガエル、オキナワトカゲ、バーバートカゲ）を確認した場合は、生育・生息情報を記録する。

②センサーカメラ調査

(2) 及び (3) ①の情報収集結果を踏まえ、詳細な外来哺乳類の生息状況を把握するためにセンサーカメラ 5 台程度を設置し、平成 31 年 2 月まで毎月 1 回程度の頻度で点検を行い、SD カード、電池を交換する。撮影された写真から、外来哺乳類（広域に分布するクマネズミは除く）を抽出し、撮影日時、撮影場所、毛色、体の大きさ、首輪の有無等の特徴をエクセルに整理する。なお、センサーカメラの設置及び点検などの作業は (3) ①の調査に併せて行うことを可とする。センサーカメラ等の調査に用いる物品は、事務所より貸与する。

(4) 捕獲調査

①わなの設置及び点検方法

(2) 及び (3) により得られた情報を元に、ファイリマングースを除く外来哺乳類の捕獲を実施する。捕獲に際しては事務所より貸与する生け捕り式金網製はこわな（以下「カゴわな」という。）を使う。効果的な誘引餌や効果的なカゴわなの設置数及び設置方法を検討し、(3) ①の調査に併せてカゴわなの見回り、記録、カゴわなの整備を行う。

わなは誘引餌（鶏の唐揚げ等）をセットした後、地面に固定して設置する。また、わなが作動することを確認する等、誤作動の低減に努める。その他、捕獲効率の向上や混獲数の低減のための工夫に努める。わなを設置した際は、1 日 1 回の見回りを行う。カゴわなの見回りでは捕獲動物の記録と処理、誘引餌及びわなの点検、必要に応じて誘引餌の交換を行う。また、見回り終了時は誘引餌を回収し、わなのフタを閉じる。なお、台風の接近等、野外での作業実施が極めて危険と考えられる場合は、事務所担当官と協議のうえ、見回りを中止することを可とする。

②捕獲動物の処理

捕獲された生物については適切な対応を行う。飼養動物についてはマイクロチップの有無を確認し、適切な場所に搬送する。また、ノネコについては引き取り希望者が現れた場合は希望者に引き渡す（搬送は計 10 回程度を想定）。飼養されている可能性がある場合にはポスターの掲示等で十分な周知を行うとともに、北部 3 村における「ネコの愛護及び管理に関する条例」に基づいて適正な飼養につながるよう、地域住民等に対し適切な手法で広報・啓発を図る。

マングースが捕獲された場合は、入り口が開かないよう固定し、事務所職員が同行の上、わなに入れたまま事務所に搬送し、炭酸ガスで安楽死させた後、事務所の冷凍庫に保管する。また、保管前に雌雄の判別、体重計測、写真撮影等を行う。

在来種が混獲された場合は、デジタルカメラで撮影し、すみやかに放逐する。ただし、衰弱、傷病等により放逐が困難と判断された場合や、事務所担当官より指定した種が捕獲された場合には、事務所担当官にすみやかに連絡し指示に従うこと。また、すでに死亡していた場合は、捕獲の状況がわかるようデジタルカメラで撮影した後、事務所へ搬送し、すみやかに事務所担当官に報告する。

(5) 打ち合わせ

事業の開始及びとりまとめに際し、事務所担当官と打ち合わせを行う。また、月に1回（計8回程度）、半日程度のミーティングを事務所担当官と行い、作業の進捗や翌月の作業計画等を報告する。

(6) 機材及び消耗品等

事業実施に必要な機材及び消耗品等は全て請負者が用意する。ただし、カゴわな、無線機、マイクロチップリーダー、センサーカメラ、充電電池、充電器、SDカードについては事務所が貸与する。

(7) その他

業務実施前には地域住民に対し十分な周知を行う。

また、野外での作業時は以下のことに留意する。

従事者には、腕章、携帯電話、地図、コンパス、ポイズンリムーバー、コンパクトデジタルカメラ（携帯電話に内蔵されたカメラは不可）、作業マニュアル等を携帯させる。車両には、調査中であることを示すステッカー等を掲示する。

さらに、作業内容に合わせてわなの点検・整備・設置用具、ポータブルGPS等を装備する。

屋外作業においては、ハブ咬傷の危険があるため、作業には細心の注意を払う。なお、予定時刻を大きく遅延する場合や事故が発生した場合には、事務所担当官に直ちに連絡する。

車両の運転にあたっては交通事故の防止に細心の注意を払うとともに、小動物を轢かないよう注意し、車両停止時のアイドリングの低減に努める。

5. 成果品

紙媒体：報告書 20部（A4版、40ページ程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省那覇自然環境事務所やんばる自然保護官事務所

6. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、当所担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 成果品納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

7. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 210 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 211 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
 - ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 東岡 礼治（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）と「平成30年度沖縄島北部地域における外来哺乳類調査等業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成31年3月22日

納入場所 環境省那覇自然環境事務所やんばる自然保護官事務所

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

い。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第

- 2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当

該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得

た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階
氏 名 分任支出負担行為担当官
九州地方環境事務所
那覇自然環境事務所長 東岡 礼治 

乙 住 所
氏 名 